

アマダグループ

グリーン調達ガイドライン



Ver.4. 1

2021.10.01



## はじめに

私たちアマダグループは、2010年4月、「アマダグループ環境宣言」を発表いたしました。これは、エコでつながるモノづくりを通してお客さまと社会、そして世界とつながる企業を目指すことを宣言したものです。アマダグループはこの宣言のもと、製品の企画、開発、調達、製造、販売、サービス、廃棄、再生等に至る各事業活動において、地球環境保全の取り組みを行っております。

そして真に地球環境に優しいモノづくりを進めるためには、環境保全に積極的なサプライヤー様から環境負荷の少ない資材を調達（以下グリーン調達）することが必要不可欠であると考え、製品に関わる資材の調達に関する指針として『グリーン調達ガイドライン』を策定し、これを積極的に推進しております。

グリーン調達はサプライヤー様のご理解、ご協力無くしては困難であり、共に推進して行くことが非常に重要です。サプライヤー様におかれましては、アマダグループの地球環境保全への取り組みをご理解いただき、更なるご支援、ご協力をお願い申し上げます。

# 目次

## はじめに

1. アマダグループの環境理念 .....	1
2. グリーン調達のお考え方 .....	2
2.1 グリーン調達の目的 .....	2
2.2 グリーン調達の取り組み .....	2
2.3 適用範囲 .....	3
2.4 評価・選定基準 .....	3
3. ガイドライン、調査票などの入手方法について .....	4
4. サプライヤー様への協力をお願い.....	4
4.1 環境保全活動・調達品の環境保全に関する調査 .....	4
4.2 規制化学物質不使用のお願い.....	6
5. 化学物質管理ランク指針 .....	7
5.1 目的 .....	7
5.2 適用範囲 .....	7
5.3 用語定義 .....	7
5.4 使用禁止物質、管理物質の運用 .....	8
5.5 油脂（混合物）の取扱いについて .....	9
6. 附則 .....	9

## 1. アマダグループの環境理念

アマダグループは、次の世代に向けて大宇宙の小さな星、地球を守ることが人類最大のテーマととらえ、環境保全を経営の重要課題のひとつと位置づけ、エコなモノづくりを通して世界の人々の豊かな未来に貢献し、子子孫孫に美しい地球を伝えていきます。

### ◇アマダグループ環境方針

#### 1. 環境保全に資する商品・サービスの提供

商品のライフサイクル全体に渡って環境負荷を評価し、省エネルギー、省資源、有害な物質の排除に資する商品・サービスを提供し、環境保全および経済に貢献する。

#### 2. 事業活動における環境負荷の低減

事業活動のすべてのプロセスにおいて、エネルギー効率の向上や省エネルギー、省資源、リサイクルを図り、環境負荷の低減を徹底的に追求する。また、グリーン調達を積極的に推進し、有害な物質の排除に努める。

#### 3. 生物多様性への取り組み

事業活動に伴う自然環境への影響を把握し、ステークホルダーと協調し、生物多様性を育む社会づくりに貢献する。

#### 4. 環境関連法の遵守

環境に関連する法律、およびその他の利害関係者との合意事項を遵守する。

#### 5. 環境マネジメントシステムの継続的な改善

環境マネジメントシステムの構築と継続的な改善を図るとともに、事業活動、製品・サービスに関する環境への影響を把握し、環境目的・目標を定めて環境負荷の低減と汚染の予防を図る。

#### 6. 環境教育の充実

環境保全を目的とした教育を実施し、企業人としての責任と環境保全への意識の向上を図る。

## 2. グリーン調達の方

### 2.1 グリーン調達の目的

アマダグループは、「子々孫々に美しい地球を伝える」ことを目的とした「地球環境に優しいモノ作り」を推進するために、「グリーン調達」を推進いたします。

「グリーン調達」の推進にあたっては、環境保全活動に積極的なサプライヤー様とのお取引を優先し、循環型社会の実現を目指します。

### 2.2 グリーン調達の取り組み

アマダグループはグリーン調達を推進するため、以下の取り組みを実施します。

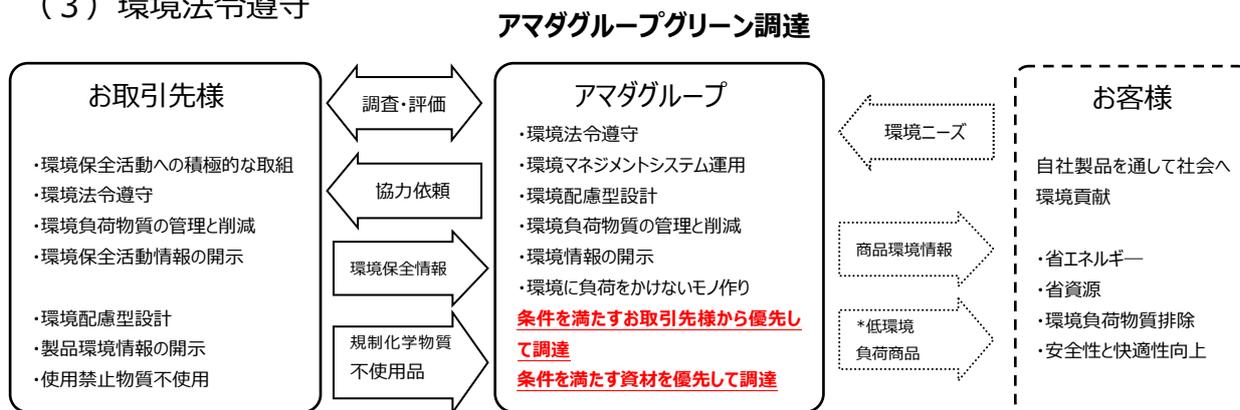
#### (1) 環境保全活動に積極的なサプライヤー様との優先取引

- ①環境保全活動調査、及びその評価
- ②評価結果に基づく協力依頼、及び優先お取引

#### (2) 環境負荷の少ない資材の調達（規制化学物質不用品の調達）

- ①調達資材の環境負荷調査、及びその評価
- ②評価結果に基づく資材の選定・優先調達

#### (3) 環境法令遵守



\* アマダグループでは環境配慮型設計として、新商品開発時に製品アセスメントを実施し、低環境負荷商品を提供いたしております。R o H S 指令などの海外法規制や、国内法で使用制限される全ての規制化学物質の不用品は、調達品の製造技術上、困難な場合も有ります。製品アセスメントでは、お客様加工製品への規制化学物質付着防止と、消耗品等の廃棄を配慮し、2007年8月以降の開発商品から順次以下の対応を行なっております。

- ① お客様加工製品と弊社製品に接触部分への規制化学物質不使用
- ② 日常保守点検項目部品への規制化学物質不使用（取扱説明書 日常保守点検項目対象品）
- ③ 消耗部品への規制化学物質不使用（取扱説明書 消耗部品対象品）

アマダグループはISO14001認証取得をはじめとする環境保全活動に積極的なサプライヤー様からの調達、及び規制化学物質不用品資材の調達を優先します。サプライヤー様におかれましては、本ガイドライン内容を満たすべく、環境保全活動、法令遵守、規制化学物質不用品等にお取り組みくださいますようお願い申し上げます。

## 2.3 適用範囲

本ガイドラインの適用範囲は以下の通りです。

### (1) アマダグループにおける調達品

\* 調達品とは、製品の製造に用いる原材料・副資材・部品・消耗品、及び保守部品、梱包材等、アマダグループがお客様に販売・納入する製品を構成する物を総称します。（モジュール・ユニット・ASSY 品等機械内部に組み込まれ、直接人体に接触しない調達品やオイル・グリス等の調達品も含む）

### (2) アマダグループが第三者に、設計・製造委託し、アマダグループの商標をつけて

販売・納入する製品（他社の製品を組み込んで販売する場合も含む）

### (3) 上記適用範囲の該当品をアマダグループが調達するサプライヤー様。

## 2.4 評価・選定基準

サプライヤー様と調達品の2つの評価・選定基準があります。

### (1) サプライヤー様評価・選定基準

品質（Q）、価格（C）、納期（D）、サービス（S）などの指標に加え、環境保全活動への取り組み（E）及び、含有化学物質の管理を評価対象とします。

#### ① 評価方法

環境保全活動に関しては、「【様式1】『グリーン調達』取引先調査票」を用い、サプライヤー様調査を行い評価します。

貴社が商社・代理店の場合も貴社を評価の対象とします。又、商社・代理店を介しアマダグループと取引のあるお取引様も評価の対象とします。

#### ② 選定基準

「【様式1】『グリーン調達』取引先調査票」の評価項目に関する評価合計をランク分けします。品質（Q）、価格（C）、納期（D）、サービス（S）、環境保全活動への取り組み（E）及び、含有化学物質の管理に関して、評価ランクS、A、Bのサプライヤー様からの調達を優先します。

### (2) 調達品評価・選定基準

品質（Q）、価格（C）、納期（D）、サービス（S）などの指標に加え、アマダグループで定める規制化学物質の含有状況を調達品の評価対象とします。

#### ① 評価方法

調達品に関しては、「chemSHERPA-CI」、「chemSHERPA-AI」、不使用証明書などを用い、調達品調査を行い評価します。

※含有化学物質を指定して調査する場合があります。

#### ② 選定基準

「chemSHERPA-CI」、「chemSHERPA-AI」、不使用証明書などでご回答いただいた化学物質の含有状況を評価し、アマダグループで定める規制化学物質を含有しない製品の調達を優先します。規制化学物質含有製品に関しては適時、代替品に切り替えていきます。

### 3. ガイドライン、調査票などの入手方法について

以下の資料（PDF、EXCEL）は弊社ホームページから入手可能です。

- ① アマダグループグリーン調達ガイドライン
- ② 【様式1】『グリーン調達』取引先調査票
- ③ 別紙 規制化学物質一覧

弊社ホームページアドレス

[https://www.amada.co.jp/ja/sustainability/eco\\_products/planning/](https://www.amada.co.jp/ja/sustainability/eco_products/planning/)

- ④ chemSHERPA フォーマットの入手先

<https://chemsherpa.net/tool>

※別紙手順書を参考にして入手してください。

### 4. サプライヤー様への協力をお願い

アマダグループでは、サプライヤー様の環境保全活動状況、並びに納入される調達品の環境負荷低減に関するデータを活用することにより、環境に優しい製品をお客様にご提供する取り組みを強化しております。

サプライヤー様におかれましては、循環型社会の実現に向けた、継続的な環境保全活動のお願いと共に、「環境保全活動・調達品の環境保全に関する調査」、及び「弊社のグリーン調達」にご協力いただきますようお願い致します。

#### 4.1 環境保全活動・調達品の環境保全に関する調査

##### 4.1.1 調査対象

- (1) サプライヤー様の環境保全活動に関する取り組みについて

「2.2 グリーン調達の取り組み」参照

- (2) 調達品の環境負荷低減について

「2.3 適用範囲」の(1)～(3)に該当する調達品、製品

- (3) 調査対象と提出書類は下記のとおりです。

	【様式1】『グリーン調達』 取引先調査票	「chemSHERPA-CI」、「chemSHERPA-AI」、 又は不使用証明書
メーカー	要提出	要提出
商社・代理店	要提出	要提出
製造委託先	要提出	要提出

\* メーカー：自社製品(標準市販品、弊社から製作指示のある特定市販品)を供給するサプライヤー様

\* 商社・代理店：メーカーから製品を調達している場合、また、その他協力会社からの調達品  
に関しては、商社・代理店様で調査し回答願います。

\* 製造委託先：主に弊社から図面などで製作指示のある製品を供給していただくサプライヤー様

\* 弊社製造委託品においては、サプライヤー様が自社協力会社等を介し調達する場合や、メーカーから独自で製品を調達している場合、その協力会社あるいはメーカーからの調達品に関しては、サプライヤー様で調査し回答願います。

#### 4.1.2 調査内容

- (1) サプライヤー様の環境保全活動に関する取り組みに関して
  - ・【様式1】『グリーン調達』取引先調査票」記載項目
- (2) 調達品の規制化学物質含有に関する項目に関して
  - ・「chemSHERPA-CI」、「chemSHERPA-AI」、又は不使用証明書 記載項目

#### 4.1.3 調査・回答方法

- (1) 弊社担当から、必要事項に関する調査回答依頼をご連絡致します。
- (2) ご回答は弊社各担当へ原則、電子メールで送付願います。電子メールが不可能な場合は、郵送またはファクシミリにてご返却願います。
- (3) ご回答いただいた内容に変更等が生じた場合は、必ずご連絡くださるようお願い致します。

#### 4.1.4 調査票の取り扱いについて

ご提出いただいた調査票は、アマダグループの内部資料とし外部には公表致しません。但し、記載内容の調達品環境関連データ（含有化学物質名、含有質量等）は、アマダグループ顧客への報告資料として使用させていただきます。

#### 4.1.5 調査時期

主にステークホルダーからの製品情報開示要求、法規制改正等が生じた時に調査を行います。その際は調達担当者より調査回答依頼をご連絡致しますので、所定の期日までに、必ずご回答をお願いいたします。または、サプライヤー様独自で改訂し新しい部品に変更した場合等は速やかに、調達担当者に連絡してください。

#### 4.1.6 記入方法

該当する調査票を選択し、「【様式1】『グリーン調達』取引先調査票」、「chemSHERPA-CI」、「chemSHERPA-AI」、又は不使用証明書 記入例を参考に、記入願います。

#### 4.1.7 お問合せ先

本件に関するお問合せは下記部署、又は調査依頼部門へお願い致します。

株式会社アマダ 環境推進部

電話番号 : 0463-96-3275

ファクシミリ : 0463-96-3487

E-mail : [env\\_csr@amada.co.jp](mailto:env_csr@amada.co.jp)

#### 4.1.8 含有化学物質調査票記入の注意事項

「chemSHERPA-CI」、「chemSHERPA-AI」、又は不使用証明書に記入する際は下記の注意事項に従いご記入願います。

##### (1) 含有に関する考え方

原則として、特定目的の為、意図的に添加又は含有する事が明らかな場合は、含有量に関わらず含有と見なします。意図的添加の有無、含有量の適用法令閾値以内／以上をご記入願います。

##### (2) 不純物の扱い

特定目的の為の意図的な添加又は含有が無い場合で、不純物として含有する場合は、「化学物質の用途欄」に不純物とご記入願います。

\* 不純物とは、天然素材中に含有され、精製過程で除去しきれない、又は反応の過程で生じ技術的に除去できない物質をいう。

##### (3) 化学物質の用途記入

含有している対象化学物質の主な用途等をご記入願います。

例) クロメート処理、防錆、はんだ、塗料、可塑剤、不純物、添加剤等

##### (4) 備考欄への記入事項

製品使用上の注意点等の伝達事項が有りましたら備考欄にご記入願います。

##### (5) chemSHERPA で提出する場合

chemSHERPA で提出する場合は、「管理ガイドライン」を参考にして、記入してください。

JAMP ホームページ

<https://chemsherpa.net/docs/guidelines>

#### 4.2 規制化学物質不使用のお願い

「5. 化学物質管理ランク指針」に従い、規制化学物質の不使用をお願いいたします。技術的に不使用が困難な場合等は、不使用証明書にその理由等をご記入願います。規制化学物質不使用品への切り替えに関しては、従来製品と同等の製品品質を維持していただくようお願いいたします。

## 5. 化学物質管理ランク指針

### 5.1 目的

アマダグループがお客様に販売・納入する製品を構成する調達品等に含まれる環境負荷物質に関し、使用禁止物質を明確にすると共に、アマダグループ及びサプライヤー様に周知徹底し、製品の環境に関する品質の維持・向上を目的とします。

### 5.2 適用範囲

2. 3項「適応範囲」(1)～(3)に準ずる。

### 5.3 用語定義

本指針は以下のように用語を定義します。

#### (1) 使用禁止物質

現在、既に国内・海外の法令等により使用が禁止されている物質。

#### (2) 使用管理物質

「REACH規則 高懸念物質 SVHC」に記載されている化学物質を管理物質とします。

- ・ (1)、(2)とも、国内・海外の法令等の変更等により、記載されている化学物質が追加等の変更を行なう場合があります。

#### (3) 調達品等に含有する環境負荷物質

- ・ 意図的に製品（部品、部材等）に使用された物質、及び製造工程で使用され、最終製品あるいは部品、部材等に残留、又は付着した物質を示します。
- ・ 製品の製造工程で使用された物質で、製品に残留しない物質は対象外とします。  
従って、溶剤・洗浄剤・メッキ液等、製造工程に使用される物質や、加工機等に含まれる物質で、最終製品に残留しない化学物質は対象外とします。

## 5.4 使用禁止物質、管理物質の運用

### (1) 法令等への対応

主な国内・海外の法令等に基づき使用禁止物質を選定しています。しかし、すべての法令等を網羅しているわけではありません。調達時の該当法令等を遵守願います。参考とした主な法令等は以下の通りです。

- ・化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（化審法）
- ・労働安全衛生法
- ・毒物及び劇物取締法
- ・オゾン層保護法
- ・R o H S 指令 II（10 物質）
- ・大気浄化法（米）
- ・モントリオール議定書
- ・ストックホルム条約（P O P s 条約）
- ・I E C 6 2 4 7 4
- ・R E A C H 規則 高懸念物質 S V H C
- ・R E A C H 規則 A n n e x X V I I（旧 76/769/EEC）  
（旧 76/769/EEC:危険な物質及び調剤の上市の制限に関する指令）
- ・TSCA（米国 有害物質規制法）
- ・WFD（欧州廃棄物枠組み指令）

### (2) 使用禁止物質の運用

- ・規制値（閾値）が規定されている物質に関しては、その法規制に従ってください。但し、RoHS 指令 II (10 物質)の内、RoHS 指令カテゴリー 9 に相当する部品は法規制に合わせ 2021 年 7 月迄使用を許可します。
- ・サプライヤー様におかれましては、「chemSHERPA-CI」、「chemSHERPA-AI」、又は不使用証明書により使用状況を調査しますので、ご提出下さい。

### (3) 使用管理物質の運用

- ・「REACH 規則 高懸念物質 SVHC」に記載されている化学物質を管理物質とします。使用管理物質については基本的には、chemSHERPA の提出を求めますが、提出が困難な場合、不使用証明書の提出を含め、適時、協議の上決定します。

### (4) 「別紙 規制化学物質一覧」に記載されている化学物質の変更

国内・海外の法令等の変更等により、「別紙 規制化学物質一覧」に記載されている化学物質は追加等の変更が行なわれる場合もあります。

## 5.5 油脂（混合物）の取扱いについて

国内で流通する油脂については、SDS 提出を必須とします。

海外対応については、仕向け地先で対応できる SDS の提出を要求します。

## 6. 附則

このガイドラインは、社会情勢の変化、法規制改正等により必要に応じて随時改訂します。

## 改訂履歴

版	制定・改訂年月日	改訂内容
Ver. 1. 0	2004年4月1日	初版
Ver. 1. 1	2004年11月10日	【様式2】を【様式2】(1)、(2)に分割 【様式3】追加
Ver. 1. 2	2005年1月19日	5.4 使用禁止レベルI, IIの運用(規制物質 覧参照)に規制値追加
Ver. 1. 3	2006年7月14日	・【様式2】(2)、【様式3】に捺印欄等追加 ・禁止レベルII全廃目標期限変更
Ver. 2. 0	2007年8月1日	・製品アセスメント実施内容変更に伴う 【様式2】(2)書式変更 ・別紙(1)規制化学物質一覧及び 別紙(2)規制化学物質詳細の記載化学 物質群・物質名変更
Ver. 2. 1	2009年10月1日	・別紙(1)規制化学物質一覧及び 別紙(2)規制化学物質詳細の記載化学 物質群・物質追加(PFOS類)
Ver. 3. 0	2011年10月31日	・マダグループ環境方針変更 ・REACH規則対応追加
Ver. 3. 1	2012年4月1日	・表紙シンボルマーク変更 ・【様式2】(1)削除 ・【様式2】(2)と【様式3】を統合し 【様式2】(2)aに変更 ・ホームページ、Eメールアドレス提示
Ver. 4. 0	2020年4月1日	2.4 評価・選定基準 (1) サプライヤー様評価・選定基準 ②選定基準 含有化学物質の対応を追加 (2) 調達品評価・選定基準 ①評価方法と②選定基準 chemSHERPA-CIとchemSHERPA-AIを追 加 3. ガイドライン、調査票などの入手方法について chemSHERPAの入手先アドレスを追加

版	制定・改訂年月日	改訂内容
Ver. 4. 0	2020年4月1日	<p>4.1.1 調査対象            商社・代理店を要提出に変更</p> <p>4.1.8 含有化学物質調査票記入の注意事項            chemSHERPA を追加</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・項3. ホームページアドレス変更</li> <li>・項4. お問い合わせ先の変更</li> <li>・項5. 化学物質管理ランク指針</li> </ul> <p>5. 3 用語定義の変更            使用禁止レベル I、II を廃止し、            使用禁止と管理物質レベルに変更</p> <p>5. 4 使用禁止物質、管理物質の運用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ドイツ2 規制を削除し、IEC62474、            REACH SVHC,Annex X VII追加            76/769/EEC は Annex X VII含む</li> <li>・使用禁止物質、管理物質の運用に関し            内容追加</li> </ul> <p>5. 5 油脂（混合物）の取扱い追加</p>
Ver. 4. 1	2021年10月1日	<p>3. ガイドライン、調査票などの入手方法について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・③弊社ホームページアドレス変更</li> </ul> <p>4.1.7 お問い合わせ先</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・お問い合わせ先の変更</li> </ul> <p>5.4 使用禁止物質、管理物質の運用</p> <p>(1) 法令等への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・TSCA（米国 有害物質規制法）</li> <li>・WFD（欧州廃棄物枠組み指令）</li> </ul> <p>追加</p>